

三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定について

1 計画策定の背景

(1) 気候変動

- 地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素 (CO₂) などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することをいいます。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の最新の報告書「第 5 次評価報告書」によると、温室効果ガスの排出がそのまま続くと、今世紀末には世界の平均気温は最大で 4.8℃ 上昇、海面水位は最大で 82cm 上昇すると予測されています。
- こうした地球温暖化の進行に伴う気候変動は、自然や人間社会にさまざまな影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、世界的な危機をもたらす最も重要な環境問題の一つとなっています。

(2) 国際的な動向

- 2015 年 12 月、IPCC が提供する気候変動に関する科学的知見もふまえ、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で 2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなるパリ協定が採択され、2016 年 11 月に発効しました。

パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃ 高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃ 高い水準までのものに制限するための努力を継続すること、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することをめざすこと等を定めています。
- 人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015 年 9 月の国際連合総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）が採択されました。

2030 アジェンダは、国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に、「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。また、2030 アジェンダでは目標達成に向けて、地球上の「誰一人取り残さない」ことを明確に掲げています。

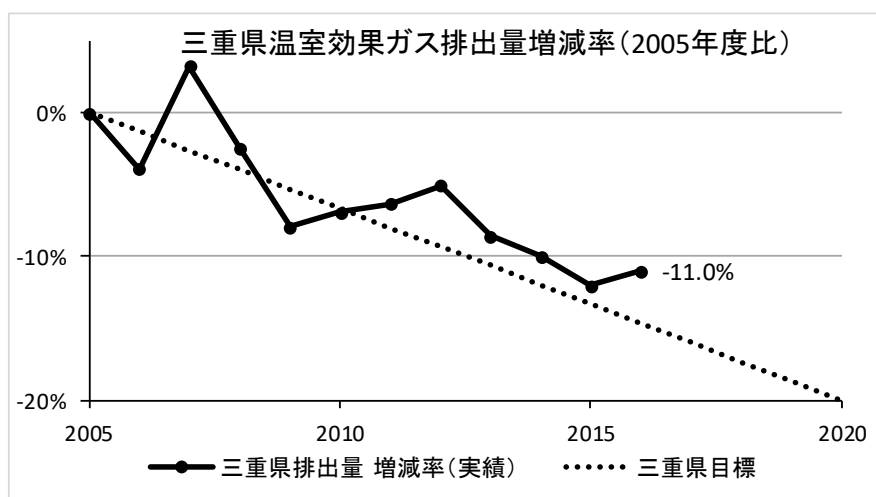
(3) 国内の動向

- 政府は、2015 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0% 減とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

- 同年 12 月のパリ協定の採択を受け、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2016 年 3 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この中では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。
- 2018 年 6 月には気候変動適応法が成立し、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

(4) 三重県の取組状況

- 本県では、2012 年 3 月に策定した「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」に基づき、温室効果ガス排出量を 2020 年度までに 2005 年度比で 20%（1990 年度比で 10%）削減する目標を掲げ、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- 2013 年 12 月には、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を促進するため、「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。
- 2016 年度（最新）の県内の温室効果ガス排出量は、26,417 千 t-CO₂（二酸化炭素換算）で、2005 年度比で 11.0%の減少（1990 年度比で 0.1%の増加）となりました。



- 気候変動影響に対する適応の理解と取組推進につなげるため、「気候変動影響レポート」（2014 年 10 月、2019 年 3 月）や「三重県の気候変動影響と適応のあり方について（報告書）」（2016 年 3 月）を作成・公表するとともに、2019 年 4 月に、地域において適応の情報収集・提供等を行う拠点として三重県気候変動適応センターが開設されました。

- 本県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すとともに、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざす「三重県環境基本計画」を今年度中に策定する予定です。この計画では、施策体系の柱の一つとして「低炭素社会の構築」を掲げています。
- 2016年に開催した「G7伊勢志摩サミット」の首脳宣言に、パリ協定の着実な実施等が盛り込まれました。パリ協定の取組が開始される2020年が目前に迫る中、サミット開催地である三重から、未来を生きる次世代の子どもたちのために、率先して脱炭素社会の実現に向け取り組む決意を示すため、2019年12月15日開催の「みえ環境フェア2019」において、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざすことを宣言しました。

2 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国内外の地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しており、また、国の地球温暖化対策計画との整合を図る必要があることから、現行の「三重県地球温暖化対策実行計画」を改定するとともに、深刻化する気候変動影響に対し、地域特性をふまえた適応策を推進するため、気候変動適応計画を盛り込んだ総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画として位置付けるとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。

また、「三重県環境基本計画」の個別計画として、基本方針やめざすべき姿をふまえたものとします。

(3) 計画期間

2021年度から2030年度までの10年間

(4) 計画の方向性

2050年までに脱炭素社会を実現することをめざし、次のような視点から検討を進めていきます。

◎ 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進

IPCC報告書において、温室効果ガスの継続的な排出によって、将来、更なる温暖化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることが示されています。経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策に全力で取り組むことはもちろん、現在または将来の気候変動影響に適切に対応していく必要があります。

◎ 環境、経済、社会の統合的向上（SDGsの観点）

「三重県環境基本計画」（策定中）においては、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上をめざすこととしており、経済・社会的な便益の観点を含めて検討することが重要です。

◎ 多様な主体との協創を重視

地球温暖化対策は、関係部局を含む全庁的取組とする必要があるとともに、県民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体等の参画・協働が不可欠です。このため、その立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズでの連携を検討するとともに、それぞれの特性を踏まえた役割分担により、戦略的パートナーシップの形成に向けた仕組みづくりを検討する必要があります。

（5）計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、現行の「三重県地球温暖化対策実行計画」による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向等をふまえてご審議いただきます。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることになることから、随時、関係所属による庁内検討会等を開催しながら、新計画における取組等の検討を行っていきます。

【参考：関係部局等】

	緩和		適応
	三重県域 (区域施策)	三重県庁 (事務事業)	
関係部局等	環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部 県土整備部 警察本部	総務部 企業庁 病院事業庁 教育委員会事務局 警察本部	防災対策部 医療保健部 環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部 県土整備部 企業庁 教育委員会事務局

3 今後のスケジュール（案）

2020年	2月	第1回部会
	2月～4月	（庁内検討会等）取組等の照会・検討
	4月	温室効果ガス排出量算定等業務委託の発注
	5月	第2回部会（骨子の検討、目標設定）
	7月	第3回部会（素案）
	9月～12月	第4回部会（中間案） 三重県環境審議会（中間案） 中間案パブリックコメント 市町等への意見照会
	12月	第5回部会（最終案）
2021年	1月	三重県環境審議会（最終案） 三重県環境審議会から答申
	3月	計画策定